

総務政策部財務課長

解体工事の発注方針について（通知）

このことについて、建設業法に基づき、魚沼市が発注する解体工事について、下記のとおり通知します。

記

解体工事の工種区分

発注工種	内容	例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事	橋梁の解体、その他大規模な土木工作物の解体※1
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事	2階建て以上であって、延べ床面積が概ね300㎡を超える建築物の解体※2
		構造が複雑でかつ解体が困難な建築物の解体※2
解体工事※3	工作物の解体を行う工事	平屋又は2階建てであって、1棟の延べ床面積が概ね300㎡以下の建築物の解体
		構造が単純でかつ解体が容易な建築物及び土木工作物の解体
各専門工事	各種専門工事で建設されたもののみを解体する工事	建築物の外壁塗材の剥ぎ取り工事⇒塗装工事 電気工作物の解体⇒電気工事

ただし、解体する対象物や構造、規模、立地条件等から、上の表によらず案件ごとに発注工種を設定する場合がある。

- ※1 解体する工事と建設する土木工事を一つの工事として発注する場合は、土木一式工事又は各専門工事とする。
- ※2 解体する工事と建築（改修含む）する工事を一つの工事として発注する場合は、建築一式工事又は各専門工事とする。
- ※3 発注工種が解体工事の場合、解体する対象物や構造、規模、立地条件等により配置技術者要件を付す場合があります。

上記基準は令和5年4月1日以降、入札公告又は入札通知（指名競争入札の場合）を行う工事から適用します。

※ただし、経過措置として令和6年4月1日までの期間の発注工種は上記「解体工事の工種区分」によらず、解体する対象物や構造、規模、立地条件等から「土木一式工事又は解体工事」、「建築一式工事又は解体工事」又は「各専門工事又は解体工事」として発注します。また、必要に応じ配置技術者要件を付す場合があります。

【参考】

建設工事の区分の考え方（建設業許可事務ガイドライン）抜粋

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
解体工事	工作物の解体工事を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。